

2020年度(令和2年度)事業計画書

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

2020年度基本方針

ダンス人口の減少や高齢化、風営法改正に伴うダンス界の急激な環境の変化の中にあつて、全ダ連は、他団体との連携を保ちつつ困難な状況に対応する必要がある。まずは我が国のダンス界において、歴史と権威ある中核団体「公益社団法人全日本ダンス協会連合会」は、その重要な使命を再認識し、全国の地域会及び教師協会とともに、ダンスの普及とその技能及び知識の向上を図り、ダンスの健全な振興発展に努めていくため抜本的な改革が必要と考える。

そのため、2020年度においては、基幹事業である認定講習・認定試験・昇級試験等の実施に加え、他団体との交流を積極的に図ることはもとより、全ダ連の機構の見直しも視野において、全ダ連独自のステータスの構築に努める。

1 資格認定事業（資格認定委員会）

ダンスを正規に教授する能力を有するダンス教師を養成するため、認定講習及び認定試験を実施する。また、ダンス教師の技能及び知識の向上を図るため昇級試験を実施する。

(1)ダンス教師認定講習/昇級試験

地域会ごとに年2回実施する。

	実施日	摘要		
前期	2020年6月11日(木)	A第70回	M第69回	L&F
後期	2020年11月12日(木)	A第71回	M第70回	L&F

(2)ダンス教師認定試験

本部主催によりおおむね年2回実施する。

2 カリキュラム承認事業（カリキュラム作成委員会）

ダンス教師認定講習のカリキュラムの見直しを行う。

3 研修事業

ダンス教師の、ダンスを指導するために必要な技能及び知識の向上を図るため、本部及び教師協会ごとに指定研修会を実施する。

(1)本部主催の指定研修会(賛助会員(個人)対象)・試験役員対象セミナーなどを実施する。

(2)教師協会ごとの指定研修会等の充実を図る。

4 アマチュアダンス技術検定試験事業（アマチュアダンス技術検定委員会）

ダンスの普及及び技術向上のため、アマチュアダンス技術検定試験の実施を促す。

これに伴う全ダ連オリジナルの賞状・メダル等について、教師協会からの注文に対応する。

5 出版事業（広報・出版・IT委員会）

(1) 従来の教本及び新規採用教本の販売をする。

(2) アマ検事業に伴う教本・教材の企画・制作を行う。

(3) ジュニア育成教室認定委員会と共に、ジュニア指導員の手引き、並びに参考DVDの企画・制作を行う。

(4) ダンス指導用教本、DVD、CD等ダンス界において要求される商品の取り扱いを拡大する。

(5) ホームページに於ける「便利機能」の拡大を図る。

6 ANADアマチュア指導員資格試験事業（ANADアマチュア指導員資格認定委員会）

(1) 正しいダンスの普及と向上を目指し、ANADアマチュア指導員資格試験を実施する。

(2) ANADアマチュア指導員資格試験審査員講習を実施する。

(3) ANADアマチュア指導員資格指定研修会を年1回開催し、技術の向上を図る。

(4) ANAD アマチュア指導員資格試験事業の全般の見直しを図る。

7 ウェルフェアダンス普及事業（ウェルフェアダンス指導員認定委員会）

(1) 広く一般のダンス愛好家にダンスに対する理解と信頼を高めると共に、ダンスを通じ社会に貢献するべく、福祉施設や高齢者施設等を訪問しダンス講習を行う。

音楽に合わせて楽しく体を動かす事を日常化する事により、精神的開放感が得られる事や、体の機能維持、健康管理にもつながる事の認知度を広める。

(2) 全ダ連の社会的認知度を高めるために、福祉のイベント等へ積極的に参加し、委員会の活動をPRするとともに新規会員の発掘に努力する。

(3) 身体に障がいをもつ人々の健康増進や心身のリハビリの一環に寄与する為、車いすダンス・ブラインドダンス・手話ダンスの普及に努める。

(4) ウェルフェアダンス(車いす・ブラインド・手話)の普及の為必要となる指導者を育成し資格の認定を行う。ウェルフェアダンス指導員認定講習を本部・各支部にて実施する。

また、プロ・アマを問わず、福祉の現場で活動するコミュニティ・スタッフを育成し認定を行い、地域社会に組織的に貢献する活動の輪を広げる。

認定者は会員登録するものとし、全ダ連のホームページへ地域ごとに掲示を行う。

(5) ウェルフェアダンス指導員の各地域に於ける福祉活動報告を全ダ連のホームページに掲載する事により、一般社会並びに全国の構成員に対し社会貢献活動の喚起を促す。

(6) ウェルフェアダンスに於ける活動実務を各教師協会の指定研修会に取り上げてもらい、全国の構成員にその実務に付いての講習を行う事で、組織として福祉活動への認識を高める。

(7) 商標「ウェルフェアダンス」の使用許諾事業を実施する。

8 広報啓発事業（広報・出版・IT委員会）

- (1) ダンス教授所及びダンス教師の品位を保持し、ダンス教授の適正化を図るため、必要な広報活動を行う。
- (2) ダンス界の適正な発展のため、関係諸団体の広報誌、プログラム、会報及びインターネットを通じ、健全なダンス事業の普及活動を行う。
- (3) ホームページの充実化を図り、会員及び一般のダンス愛好家に興味深い記事、案内等を掲載する。
- (4) メーリングリストを活用し、速やかな情報発信をする。

9 ダンス普及事業(ダンス普及委員会)

- (1) ダンスフェスティバル地方開催の促進を図る。
- (2) ダンスフェスティバル地方開催並びに「後援」実施について実施要項を見直し、最終案をまとめる。
- (3) 第4回大会の計画立案を図り、第4回大会を実施する。
- (4) 本来の目的であるダンス普及活動を、如何なる方法で実を得るかの検討を重ね、その実施計画をまとめ、その実施に向けて活動を開始する。
- (5) ダンス普及活動の実施計画に基づき、ダンスの普及の一環としてアマチュア競技会その他の活動を支援・公認を行う。

10 ダンス教授所に対する指導・助言及び認定事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) 連合会はダンス教授所に対し、自主規制要綱とカリキュラムに基づいて適正に運営されるよう指導助言し、認定ダンス教室の認定を行う。認定を行ったときには、認定証並びに「全ダ連認定ダンス教室ステッカー」を交付する。
- (2) ダンス教授所の音楽著作権使用料を廉価に提供するため、一般社団法人日本音楽著作権協会と団体契約を継続し、ダンス教授所の団体契約の促進を図る。さらには滞納者を精査しその解消に努める。

11 ジュニアダンス普及事業（ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会）

- (1) ジュニアダンス指導の関心を高めるため作成した「ジュニアダンスの手引き(事例集)」をジュニア指導員に配布する。また、必要に応じて実践説明会を開催し、普及・展開を図る。
- (2) 文科省の土曜学習応援団を積極的にサポートする。